

第 32 回人間らしく働くための九州セミナー

開催要項

日時 10月29日(土) 13時30分開会
10月30日(日) 9時00分開始

開催方法 Web 開催 (YouTube 配信)



第 32 回人間らしく働くための九州セミナー実行委員会
ホームページURL: <http://kyusemi.jp/>

事務局 〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13
Tel : 093-871-0449 Fax : 093-872-3695
E-mail : seminar@k-shaiken.jp

人間らしく働くための九州セミナーとは

「人間らしく働くための九州セミナー」（以下、九州セミナー）は、1990年6月、働く人びとのいのちと健康をまもる学習と交流の場として「人間らしく働くために 労災職業病九州セミナー」としてスタートしました。2010年の第21回大会からは、運動の発展とともに現在の名称に変更し現在に至っています。2020年は新型コロナウイルスの爆発的感染拡大により開催を1年延期しましたが、昨年の第31回北九州大会は開催方法をYouTube配信によるオンラインで実施しました。

九州セミナーは、労働者・労働組合、職場組織、患者、医療機関や弁護士、学者・研究者などの連携で働く人びとの健康問題に取り組む運動です。九州各地の職場・職域で1年間を通して働く人びとの健康問題について「学び・調査し・行動する」活動（セミナー運動と呼称）を行い、毎年秋の本集会で九州各地の仲間が一堂に集い、成果の報告に学び合い、新たな運動に繋げています。

働く人びとをとりまく環境は、この間、新自由主義、市場経済優先の経済政策のもと、働き方・雇用関係も大きく変化してきました。多くの非正規労働者が生み出され、規制緩和による労働法制の改悪で雇用破壊が進行し、その結果、深刻な「格差と貧困」問題が社会を覆い、メンタルヘルス不全の増大など、働く人々の健康状態の悪化を招いています。また、女性労働者や高齢労働者の増加など、労働市場も変化してきています。

九州セミナーは、その年々の働く人びとをとりまく課題と向き合い、健康に、そして人間らしく働くことを追求し「健康権の確立」をめざしています。いま、日本社会はコロナ禍を経験し、働く人々を取り巻く状況が大きく変化していくなかで、学びと連帯を築く重要な役割を担っています。「非正規雇用」、「青年」、「雇用によらない働き方」、「自営業者」、「障がい者」、「マイノリティ」、「病気を持つ労働者の仕事との両立支援」など、今日的課題と向き合うために多くの個人・団体の運動との連携強化が重要となっています。

基本コンセプト“病気や障がいと労働”

労働者が人間らしい労働・生活を送り人間的な発達をとげるためにも、個人の選択を尊重した社会保障の充実を前提とした労働権（日本国憲法 27 条）の確立が重要です。疾病や障がいの有無、性自認、介護や家事などの家族的役割にかかわらず、すべての働く人びとがそれぞれの生き方に合わせた労働をする権利が保障される必要があります。九州セミナーでは、これまで、第10回大会（北九州）で「病気を持つ労働者の働く権利、休む権利」を取り上げ社会問題として提起しました。国も2016年に「職場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を発表し、疾病を抱える労働者の就業可能性の向上と課題を明らかとした施策を開始しています。また、第21回大会（北九州）では、市民公開講座として「働く幸せ」として障がい者雇用を積極的に行っている日本理化学工業の大山泰弘会長の講演会を行いました。さらに、第28回大会（熊本）では「家族的責任を自分らしく果たす権利と健康権」を基本コンセプトに掲げ、家事、育児、介護などの家族的責任を自分らしく果たす権利、地域社会活動・政治活動・労働組合活動などの社会参画する権利を明らかにしてきました。

今日、日本人の2人に1人が癌にかかり、3人に1人が癌で死亡するなか、労働生活中に癌が発生する労働者も増えてきています。癌や透析、脳血管疾患などを発症した労働者への配慮は、職場や医療機関、地域の支援組織など、総合的な対策が必要です。障がいを持った労働者の働く機会が、障害者雇用促進法や障害者総合支援法の制定もあり、日本における労働が肉体労働から頭脳労働、そして感情労働へと変化を遂げる中、IT化とも相まって増加してきています。しかし、人間工学的対策が不十分な職場環境で2次障がいを受ける労働者も増えていきます。メンタルヘルス不調の労働者の職場復帰や「合理的配慮」も今日的課題です。「病気や障がい」「高齢」「家族的役割」は、すべての労働者に共通した課題です。今回の基本コンセプトを「病気や障がいと労働」としました。セミナーでは、その両立に関する多角的な議論を行いたいと思います。

企画のご案内

新型コロナウイルス感染拡大は未だ収束が見通せない状況です。今回のセミナーは九州セミナー本部代表世話人会の主催で、昨年引き続きオンライン（YouTube 配信）で開催します。

記念講演 「病気は社会が引き起こす」

講師 木村 知 医師

－10月29日（土）－

なぜインフルエンザは毎シーズン大流行してきたのか？ 総合診療に従事する木村医師は「風邪でも絶対に休めない」という社会の空気が要因の一つだと指摘されています。「皆勤賞、やめませんか」「休むことは罪悪か」などを問いかけ、不寛容社会ではない「困ったときはお互いさまの社会」「支えあうために生きている」ことを解き明かして頂きます。

社会保障費の削減政策が進み、負担は増え健康自己責任論が叫ばれている今日、医療、社会保障制度のあり方について示唆に富むお話しをしていただきます。



1日目 13時30分開会

○テーマ：病気や障がいと働く権利

企画（1）記念講演 「病気は社会が引き起こす」 60分

企画（2）シンポジウム 《病気や障がいと働く権利》 120分

- ① 障害と労働
- ② 治療機会の喪失と社会経済的要因
- ③ 病気や障がいのある労働者に対する合理的配慮、両立支援

2日目 9時00分開始

○テーマ：病気や障がいのケアと就労

企画（3）共有報告（予定）

企画（4）シンポジウム 《病気や障がいのケアと就労》（予定）

- ① 「子どもに障がいがあったら働けない？」
- ② ヤングケアラーと就労
- ③ 介護と労働
- ④ その他

※演者については要請中です。

参加申し込みと参加費について

1. 参加申込について

申し込みは、九州セミナーホームページからとなります。
パソコン又はスマートフォンから行って下さい。

*パソコンからの申し込み

九州セミナーHP <http://kyusemi.jp/> ⇒ 参加申込フォームに入力

*スマートフォンからの申し込み

下記 QR コードを読み取って手続きをお願いします。

参加申込フォーム QR コード



*申し込みを受け付けますと自動的に「受付返信メール」が届きます。

申し込みをされても返信メールが届かない場合は、下記5.に記載しますお問い合わせ先までご連絡下さい。

◇申し込みの受付開始は、**9月1日(木)**から行います。

※これ以前に申し込みされますと無効となりますのでご注意ください。

2. 視聴用 URL の送付について

参加申込みをされた方には、セミナー当日の約 1 週間前頃に登録いただいたアドレスに視聴用 URL をお送りします。セミナー当日は届いた URL でご視聴ください。

3. 申し込み締切 **10月17日(月)まで**

4. 参加費は、無料です。

5. 参加申込に関するお問い合わせ先

Tel : [093-871-0449](tel:093-871-0449) Fax : [093-872-3695](tel:093-872-3695) E-mail : seminar@k-shaiken.jp

一般演題の募集について

この 30 年間、各組織が「働く人びとの健康権」に関する報告に取り組み、これまでの報告数は 2000 演題を超えています。この取り組みは、セミナーに集う仲間が互いに成果と課題を共有し、次の運動につなげるという九州セミナー運動の原動力となってきました。昨年の第 31 回セミナーは、コロナ禍で分科会の開催が困難となりました。このため演題数を絞って報告を募集し、「誌上討論」という形式を取りました。初めての試みにもかかわらず 36 演題もの報告が寄せられ、新たなセミ

ナー運動の成果となりました。

今回も Web での開催となり、従来の分科会開催による討論ができません。しかし、各組織からの報告は九州セミナーの貴重な財産となっています。報告演題に対する討論は出来ませんが、今回も九州各地の職場・職域で奮闘されている仲間からの報告を寄せて頂き、報告集としてまとめたいと思います。また、共有すべき報告について、可能であればセミナーでの発表機会も検討したいと思います。

1. 募集と様式

- (1) 一般演題を「誌上報告」として募集します。テーマに沿ってご応募ください。
- (2) 報告原稿は、下記の形式で作成してください。

- ワードで、A4 サイズの縦用紙で 2 ページ以内。上下左右の余白は 25mm として下さい。
- 文字の大きさの目安は、タイトルは 12 ポイント、本文は 10.5 ポイントの明朝体。
- 横書きで、1 行の文字数は 38、行数 40 を目安として下さい。
- 表題、所属団体、氏名を最初の 5 行までに記載して下さい。

(注)資料を添付された場合、編集の都合上、全ての資料を掲載できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。応募原稿、資料は返却しません。

2. 応募（送付）方法と締め切り、等

- (1) 一般演題のエントリーについて

報告をされる皆さんは、事前にエントリーをお願いします。
エントリーは、パソコン又はスマートフォンからお願いします。

*パソコンからの申し込み

<http://kyusemi.jp/> ⇒ 一般演題応募フォームに入力

*スマートフォンからの申し込み

下記 QR コードを読み取って手続きをお願いします。

一般演題応募フォーム QR コード



- (2) 報告原稿（データ）の送り先

報告原稿は、ワードと PDF の 2 通りで、下記のメールアドレスに送って下さい。

E-mail: bunkakai32@gmail.com

- (3) エントリーと報告原稿の締め切り ※厳守

*エントリー ⇒ 9月26日(月)

*報告原稿のデータ ⇒ 10月3日(月)

3. 募集するテーマ

以下のテーマの趣旨に沿ってお願いします。

◆病気のある労働者の働く権利、休む権利

労働者が人間らしい労働・生活を送り人間的な発達をとげるためにも、個人の選択を尊重した社会保障の充実を前提とした労働権（日本国憲法 27 条）が重要です。国も 2016 年に「職場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を発表し、疾病を抱える労働者の就業可能性の向上と課題を明らかとした施策を開始しています。各職場での病気を抱えた労働者に対する権利保障の取り組みをご報告ください。

◆障害のある労働者の働く権利

障がいを持った労働者の働く機会が障害者雇用促進法や障害者総合支援法の制定もあり、日本における労働が肉体労働から頭脳労働、そして感情労働へと変化を遂げる中、IT化とも相まって増加してきています。しかし人間工学的対策が不十分な職場環境で 2 次障がいを受ける労働者も増えています。障がいを持つ労働者への「合理的配慮」が今日的な課題となっています。障がいを持つ労働者に対する雇用機会や合理的配慮に関する取り組みをご報告ください。

◆働きながら介護を行っている人びとの健康権

介護離職とは、身近な家族などの介護を行うために仕事を辞めてしまうことです。日本での介護離職者は、年間約 10 万人といわれています。いったん介護離職をしてしまうと、収入が減り、社会との繋がりが途切れ孤立する可能性が高まると言われています。一方、介護を行いながら仕事を行っている人口は 2017 年（平成 29 年）に 346 万人を超え増え続けています（平成 29 年総務省就業構造基本調査）。働きながら介護を行っている人々の実態と健康問題についてご報告ください。

◆雇用によらない働き方と健康

いま「雇用関係によらない働き方」が急速に増えています。建設業における「一人親方」や旅客自動車輸送業、飲食店のバイク宅配運転手、マッサージ施術者等、様々な職種に広がってきています。しかし、そのほとんどが労働法制の枠の外におかれ、低賃金で働き、労災補償も極めて不十分となっています。労働相談や実際の例など、過酷な実態と権利保障の状況についてご報告ください。

◆高齢者の労働と健康

高齢化が急速に進展し労働力の年齢構成が変化していく中で、高齢者雇用の環境整備や社会保障制度の見直しが進んでいます。高齢者の雇用確保に向けては、この間、国の施策に呼応して再雇用制度の導入や定年年齢の延長などがはかられ、また、シルバー人材センターの活用も進められてきました。高齢者の労働力率が高まっていく中で、高齢労働者を労働法制の枠内にとらえることや権利保障、健康問題について考えていかなければなりません。高齢労働者に関する働き方や働かせ方、健康問題に関するご報告をお願いします。

◆感情労働と健康権

サービス業、医療・介護、公務職場、教職員等の対人労働者に従事する労働者は、自分自身の感情を抑え、顧客や患者などの暴力・暴言にさらされています。日本における感情労働への理解はまだ不十分で、組織的な対応もほとんど取られていません。さらにコロナ禍で様々な問題、課題も浮き彫りとなっています。感情労働者を保護するためには何が必要なのか、職場での取り組みをご報告ください。

◆労働者のメンタルヘルス

長時間労働、不安定雇用、人間関係、仕事上から生じるさまざまなストレスがメンタルヘルス不調を引き起こしています。2016 年 11 月から始まった 50 人以上の事業所に義務化された「ストレスチェック」も取り組みに不十分さも見られ、具体的な事後対応に苦慮しているのが現状です。職場でのメンタルヘルス不調者に対する対策や支援の取り組みについてご報告ください。

◆職場でのいじめとハラスメント対策

2019 年 5 月、改正労働施策総合推進法（通称：パワハラ防止法）が成立し、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が企業にはじめて義務付けられました。しかし、罰則を伴う禁止規定はなくどこまで抑止力につながるかが課題です。職場におけるいじめ、ハラスメントの実態を理解し、ハラスメントのない職場をどうすれば作ることができるか、また、ハラスメントが起きた場合の対策、防御策はどうすればよいのか等、職場の取り組みをご報告ください。

◆外国人労働者の労働と健康

2019 年 4 月 1 日に施行された新たな在留資格「特定技能」を新設する改正出入国管理法（入管法）

は、人材不足が深刻な14業種を対象に一定の技能と日本語能力のある外国人に日本での就労を認めました。しかし、外国人労働者に対しては人権への配慮が極めて不十分な実態にあります。留学生や技能実習生といった外国人労働者は、安価な労働力として利用され、健康被害、過労死、自殺といった深刻な事態をもたらしています。外国人労働者の労働実態や健康問題についてご報告ください。

◆コロナ禍における格差と貧困の進行

新型コロナウイルスの感染爆発は、働き方・雇用関係や社会保障を中心に働く人びとの権利や健康に関する様々な問題点を噴出させています。この間進められてきた新自由主義的経済政策のひずみが顕著にあらわれ、新型コロナウイルス感染と被害に格差社会が大きく影響しています。コロナ禍における労働者の生活・労働環境を捉え、医療・介護・福祉を提供する側としての取り組みや、各団体・組織で取り組まれている支援活動、法律相談などについてご報告ください。

◆ひとり親世帯の働く環境について

母子世帯の母親は8割以上が就労していますが、非正規労働となっているケースが多く生活も困難な状況にあります。その母親の平均年収は200万円以下で、その理由に賃金が低く働ける時間にも制約があることが挙げられ、その結果、ダブルワーク、トリプルワークで働く人も少なくありません。父子世帯で子育てをしている場合には、正規の職を断たれ非正規とならざる得なくなっているケースもあります。ひとり親で働く人びとの子育てや労働の実態、健康問題などについてご報告ください。

◆親の働き方と子どもの貧困

親の貧困がこれからの社会を担う子どもに大きな影響を及ぼしています。経済的理由で修学旅行に行けない、授業に必要なものさえ買えない、給食が唯一まともな食事といった家庭が増え、子どもの虐待の陰には貧困が隠れています。親の働き方・働かされ方が子どもの貧困に繋がり子どもからさまざまなモノを奪っています。どのような影響を与えているのかご報告ください。

◆働く女性の健康

1975年に男女雇用機会均等法が施行され、その後、育児・介護休業法・パートタイム労働法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法が成立し、女性の就労環境を改善する法律が整備されました。しかし、その環境は本当に良くなってきたのでしょうか。労働の非正規化、多様化する中で女性の働き方は働く人すべてに関わる問題です。真の男女共同参画社会を実現するためには、家庭や職場で何をめざすべきなのか、働く女性の視点でのご報告をお願いします。

◆非正規雇用と健康

有期契約、派遣、パート、アルバイトなどさまざまな非正規雇用の実態は、長時間労働や不規則な労働を強い低賃金で不安定な生活を余儀なくさせられ、過労やメンタルヘルス不全などの健康破壊も起きています。同時に、失業による経済的困窮で病気になっても治療継続が困難になるなど、憲法で保障された健康で文化的な生活にはほど遠い実態があります。非正規雇用と健康問題についてご報告ください。

◆労働災害と補償

1) アスベスト問題

国と建材メーカーを訴えた「建設アスベスト訴訟」は、昨年5月17日、国と建材メーカーの責任を認める最高裁判決により「基本合意」が締結され、補償基金を創設する「建設石綿給付金法」が成立し被害者補償が開始されています。しかし、建材企業はその責任を真摯に認めようとせず、建材企業も参加する基金創設のたたかいは継続されています。また、老朽化した公共の建物の解体工事が各地で進んでいますが、除去作業中のアスベスト濃度測定やアスベスト除去が確実に完了したかの第三者による検査が行われないなどの課題があります。アスベスト問題に関する取り組みについてご報告ください。

2) じん肺・振動病

最古の職業病といわれる「じん肺」は、現在も新たな患者を発生させています。造船、鉱業、築炉、トンネル工事従事者などのじん肺患者掘り起こし活動、各種の訴訟の現状と展望、じん肺根絶を求める様々な活動の他、振動病の現状や取り組みなどについてご報告ください。

3) 職業がん

特定化学物質の曝露による職業がん、ベンジジンによる尿路系腫瘍、コークスによる肺がん、膀胱がん、電離放射線による白血病、肺がん、皮膚がんなど、労災認定闘争や救済等の取り組みについてご報告ください。

4) 原発労働者

東電福島第一原発事故から10年以上が経過しました。白血病や甲状腺がんで労災認定される事例もでていますが、因果関係が認められず裁判となっているケースもあります。原発事故作業には、九州・沖縄をはじめ全国から労働者が駆けつけ、過酷な労働環境のもと収束作業に従事しています。国・東電の責任で、生涯にわたる健康管理、被災者の完全救済をさせることが重要です。今後、全国での原発の廃炉作業が続きます。高レベル放射能廃棄物の処理問題も含め、特別な対策を必要とする労働の分野です。原発労働者の健康問題についてご報告ください。

◆過労死・過労自死問題

「脳・心臓疾患に関わる労災認定基準の改定」が20年ぶりに改訂され、これまでの時間外労働時間に偏重した認定基準から、時間外労働時間65時間以上においては「労働時間と労働時間以外の負荷要因を総合的な評価」を行うことが明記されました。また「深夜交代制勤務」について不規則性のみを重視しないこと、「心理的負荷」について「特に著しい」「発症に近接した時期」との限定を外したことなど、被災者や支援団体が要求してきたことが一部実現するなど重要な前進面があります。この改訂認定基準に基づく過労死被災者の救済を求める活動強化が重要です。仕事で命が奪われる過労死・過労自死の実態をもとに、過労死を生まない働き方と社会を実現する課題についてご報告ください。

◆コロナ禍での労働安全衛生活動

コロナ禍のもと、メンタルヘルス不調への対策とともに罹患、被災した労働者の救済が欠かせません。また、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの導入は急激な働き方の変化をもたらし、様々な問題や歪みを生んでおり、健康への影響を最小限にとどめるための労働安全衛生の取組が求められます。組織的に適正で的確な情報発信を行うとともに、労働者に対する教育や啓蒙活動も重要です。コロナ禍における労安委員会の機能化、感染対策や拡大防止、管理体制の構築、被災労働者への休業補償や救済、メンタルサポートと対策、教育や啓蒙活動など、コロナ禍で取り組まれている活動について報告をお寄せ下さい。また、コロナ禍だけでなく、労安活動全般に関する報告もお願いします。

◆医療・介護・福祉の現場から見た労働者の健康

増大するワーキングプアは、必要な医療からしめ出され、健康被害の重篤化を招いています。また、経済的事由による手遅れ死亡事例も発生しています。医療・介護・福祉の現場から、労働者の生活環境、労働環境を捉え、医療・介護・福祉を提供する側としての取り組みや支援についてご報告ください。

◆自営業・中小零細業者の健康

自営業者や中小零細業者の中には、経営のため過重な労働を負い、また、経済的に余裕がなく病院に行けないといった事情から、健康被害を引き起こし、深刻化させるケースがあります。コロナ禍でその傾向が強まっていると考えられます。自営業者や中小零細業者は労働法の保護もなく、社会保障制度のセーフティーネットもきわめて脆弱です。消費税負担により経営の苦しさは増しており、健康被害も深刻化しています。自営業者や中小零細業者の健康実態や働き方についてご報告ください。

◆公務労働者の労働実態と健康

国・自治体の職場では、公務員の大幅な削減が進む一方で非正規雇用が拡大しています。公共サービスを支えるために過重労働を強いられている公務の職場の深刻さは、コロナ禍でさらにその度合いを増しています。公務で働く労働者の実態や必要な取り組みなどをご報告ください。

◆24時間社会・深夜労働と健康

現在の社会生活は、医療、介護、コンビニ、流通、通信など、夜間・深夜労働に従事する労働者によって支えられ成り立っています。しかし、その労働は人間の生理に反して行われ、従事する労働者

働者の健康が危惧されます。24時間社会とそこに従事する労働者の健康問題についてご報告ください。

◆ブラックバイトの問題

高校生や大学生のアルバイトは、親世代の労働環境の悪化とともに増えています。アルバイトをする年少者にも労働基準法が適用され、労働条件を通知する雇用契約上の明示が必要ですが、実際に徹底されているとは言い難い状況です。労使双方に知識がないままに、使用者から売り上げの補填をせまられる、ミスに対する罰金を支払わせられるなどといったひどい実態も見受けられます。アルバイトにかかわる違法な実態や経験について、当事者や保護者などからのご報告をお寄せください。

◆学校、職場、地域で働くルールを学ぶ

「当社は労働基準法を適用していません」や「パートには有給休暇はありません」など、誤った法の認識で働かせている事業者がいることがあります。そして、働く者の権利や法律を知らない・教えられていない労働者が、職場での不当な扱いを受けているケースが多々あります。人間らしく働くためには、労働法の知識は欠かせません。学校、職場、地域で、働くルール、学ぶことの重要性、学習に取り組んだ経験などをご報告ください。

報告集について

報告集はホームページにもアップ（参加申込者が閲覧可能）しますが、希望により以下の通り販売します。

(1) 報告集は、1冊1,000円です。

(2) 10月3日（月）までにお申し込みください。

必要数を「『広告募金』『報告集』申し込み FAX送信用紙 ①」に記入し、九州セミナー本部事務局（九州社会医学研究所内）まで送信をお願い致します。

FAX番号 093-872-3695

(3) ご送金は、下記の口座に振込でお願いします。

金融機関 九州労働金庫（金融機関コード 2990） 北九州東支店（店番 816）

口座番号 （普通）6779270

口座名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦

広告募金のお願いについて

1. 広告募金の目的と使途、※切

今回の第32回セミナーをはじめとする九州セミナー運動の年間を通じた活動は、毎年のセミナー開催でご協力をお願いしている広告料が主な収入源です。みなさまのご協力をお願いします。

広告料とサイズは見本を参考にしてください。

(1) 申込み締め切りは です。

P12の「『広告募金』『報告集』申し込み FAX送信用紙 ①」でお申込みください。

(2) 広告料の振り込み期限は です。

下記口座までお振り込みください。

九州労働金庫（金融機関コード 2990） 北九州東支店（店番号 816）
口座番号 （普通）6779270
口座名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦
※振込手数料は、振込人にてご負担をお願い致します。

2. 広告サイズと募金額（見本参照）

広告サイズと金額については下表の通りですが、P11に見本を掲載していますのでご確認ください。

サイズ	大きさの目安	申込番号	広告募金額
1P	A4の全面	A	80,000円
1/2P	A4の半面	B	40,000円
3/8P	A4の3/8	C	30,000円
2/8P	A4の1/4	D	20,000円
1/8P	A4の1/8	E	10,000円
1/16P	A4の1/16	F	5,000円

ご協力頂く際は、以下の点をよろしく申し上げます。

- (1) 広告募金の申込みは、P12の「『広告募金』『報告集』申し込み FAX送信用紙 ①」
でお願いします。
- (2) 申し込み後、振り込みを頂きましたら、P13の「『広告募金』『報告集代』振込報告
FAX送信用紙 ②」で報告をお願いします。必ず期日までをお願いします。

「賛助金」の募集について

配信をYouTubeで行うため、利用規約上、参加費の徴収ができません。今回も「賛助金」をお願いすることにしました。多くのみなさまのご支援とご協力をお願い致します。

1. 募集する協賛金

*団体・個人共に一口2,000円です。

2. 申し出と送金について

ご協力いただける場合は、P14の「『賛助金』申出 FAX送信用紙 ③」で、九州セミナー本部事務局（九州社会医学研究所内）まで送信をお願い致します。

FAX番号 093-872-3695

ご送金は、下記の口座に振込でお願いします。

金融機関 九州労働金庫（金融機関コード 2990） 北九州東支店（店番 816）
口座番号 （普通）6779270
口座名義 人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦

*「申出報告」「送金」とともに2022年10月20日（木）まで
にお願い致します。

広告サイズ見本

*Aの全面は8万円、Cの3万円はBの縦4分の3が基本です。

B 広告金額4万円

人間らしく生き、働くために
みんなで力をあわせ「過労死」なくして
明るい職場を！

〇〇法人 〇〇会
〒 〇〇市

TEL

FAX

D 広告金額2万円

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇労働組合

〒 〇〇市
TEL

FAX

〇〇生活協同組合

〒 〇〇市・・・

E 広告金額1万円

〇〇労働組合
〇まる地区協議会

〒 〇〇市・・・
TFI

F 広告金額5千円

「広告募金」「報告集代」 振込報告

F A X送信用紙②

送信先 九州セミナー本部事務局
FAX 093-872-3695

ご担当者名 ()

団体（個人）名 :
TEL 番号 : FAX 番号 :
メールアドレス :

お振込み日

月	日
---	---

お振込み内容

通帳名義	振込額	計	円
------	-----	---	---

広告募金及び報告集の申し込み

広告募金額（英記号を○で囲む）

また、GまたはHがある場合、数と金額をお書きください。

A	A4全面	80,000円					
B	40,000円	C	30,000円	D	20,000円	E	10,000円
F	5,000円	G	1,000円個人募金（	人	口 /		,000円）
H	報告集（		）冊×1,000円=（				,000円）

お振込先

金融機関	九州労働金庫（金融機関コード 2990）	北九州東支店（店番号 816）
口座番号	（普通）6779270	
口座名義	人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦	

*この報告書は、お振込み後、速やかに FAX送信してください。

「 賛助金 」 申出 FAX送信用紙③

送信先 九州セミナー本部事務局
FAX 093-872-3695

ご担当者名 ()

団体（個人）名 :	
TEL 番号 :	FAX 番号 :
メールアドレス :	

<お申し出内容>	
協力口数 ()	金額 ()円
振込金融機関 ()	名義 ()

※賛助金は一口2,000円となっております。

*「申出報告」「送金」とともに2022年10月20日までにお願ひ致します。

お振込み日

月	日
---	---

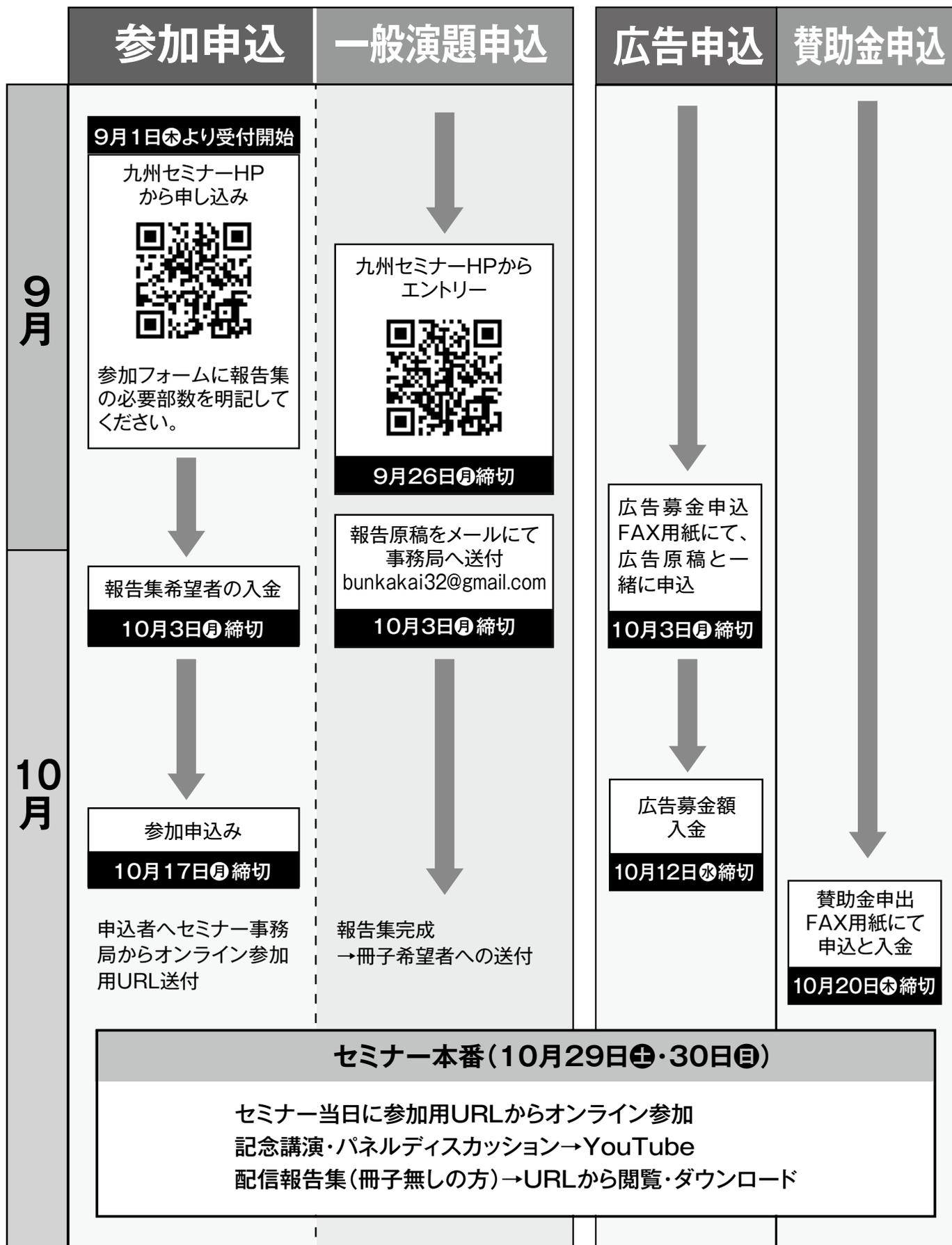
* ご協力頂きます賛助金は、下記口座にご送金下さい。

金融機関	九州労働金庫 (金融機関コード 2990)	北九州東支店 (店番号 816)
口座番号	(普通) 6779270	
口座名義	人間らしく働くための九州セミナー 議長 田村昭彦	

申込から当日参加までの流れ

ホームページからお願いします

FAXでお願いします



問い合わせ先

人間らしく働くための九州セミナー 実行委員会 事務局

〒804-0094 北九州市戸畑区天神 1-13-13

Tel : 093-871-0449 Fax : 093-872-3695

E-mail : seminar@k-shaiken.jp